令和７・８年度　競争入札参加資格審査申請書の取扱について

第１　資格要件

１　基本的資格要件

真狩村が発注する契約に係る競争入札に参加できる者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、次のいずれにも該当することとする。

（１）　地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第１６７条の４第１項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）に規定する者(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。)でないこと。

（２）　施行令第１６７条の４第２項（同第１６７条の１１第１項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

（３）　税（国税・都道府県税・市町村税）を滞納している者でないこと。

２　審査基準日

資格審査の基準日（審査基準日）は、令和７年１月１日とする。

３　資格の種類ごとの要件

（１）　建設工事の資格要件

建設工事とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条による許可が必要な２９種類の工事をいう。

ア　審査基準日において、対応する建設業の許可のうちいずれかを有する者で、かつ、当該許可を受けてから２年以上その事業を営んでいること。

イ　資格に対応する建設業の許可について、経営事項審査を受け、その結果通知を有しており、かつ、その結果通知の基準日(＝決算日)が資格有効期間の始期時点で有効な審査基準日であること。

ウ　イの経営事項審査の結果通知において、それぞれの資格に対応する建設業の許可に係る建設工事の種類について、基準決算期又は基準決算期以降の決算期のいずれかに完成工事高があること。

（２）　設計等の資格要件

設計等とは、建築設計・造林・土木設計・測量・地質調査・道路清掃・技術資料作成等で、建設業法による許可を必要としないものをいう。

a　設計等のそれぞれの資格に共通する要件

ア　審査基準日において引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　審査基準日の直前１年間に、その事業に係る売上高があること。

ウ　個人にあっては、従業員が３人以上であること。（代表者を含む）

b　建築設計における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、建築士法による一級建築士事務所又は二級建築士事務所の登録を受けていること。ただし、建築設備のみの設計を業とする場合はこの限りでない。

c　測量における要件

アからウまでのいずれにも該当し、かつ、測量法による測量業者の登録を受けていること。

（３）　物品購入等・物品の賃貸借・役務の提供の資格要件

ア　審査基準日において、引き続き１年以上その事業を営んでいること。

イ　法人の場合は、商業登記簿の目的欄に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。

ウ　個人の場合は、営業証明書に希望する業種に係る事業の内容が記載されていること。（希望する業種の事業内容が確認できる契約書等でも可）

４　資格要件の特例

中小企業等協同組合法の規定に基づき設立された協同組合、企業組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された協業組合（以下「協同組合等」という。）が次のいずれかに該当するときは、資格の種類ごとの要件のうち営業年数に係る要件を適用しない。

（１）　経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
（２）　企業組合及び協業組合にあっては、設立の際に構成員の過半数が競争入札参加資格を有するとき。

第２　資格審査の申請について

１　申請の受付

（１）　受付期間

令和７年２月３日（月）から令和７年２月２８日（金）までとする。

（２）　提出方法

原則郵送で提出すること。ただし、村内事業所については、この限りではない。

ア　郵送の場合（消印有効）

あて先　〒０４８－１６３１
虻田郡真狩村字真狩１１８番地
真狩村役場建設課　管理係

イ　持参の場合

受付時間　午前９時から正午まで、午後１時から午後５時まで（平日のみ）
受付場所　真狩村字真狩１１８番地　真狩村役場建設課管理係

２　申請の方法

（１）　申請様式

a　建設工事、設計等

ア　建設工事等競争入札参加資格審査申請書　　１部
イ　添付書類　　各１部【別紙申請書類一覧表のとおり】
※紙ファイルに綴ってください。（色指定なし）
※「一般社団法人　北海道土木協会」での申請様式の発行は終了しています。
※様式の内容が全て網羅されているのであれば、自作の申請書でも可とする。

b　物品の購入・物品の賃貸借契約等及び役務の提供

ア　真狩村物品等競争入札参加資格審査申請書　　１部
イ　添付書類　　各１部【別紙申請書類一覧表のとおり】
※クリアファイル又は紙ファイルに綴ってください。（色指定なし）

第３　資格の有効期間

資格の有効期間は、令和７年度と令和８年度の２年（度）間（令和７年４月１日～令和９年３月３１日）とする。

第４　資格の消滅

競争入札参加資格者が次のいずれかに該当したときは、当該資格を失う。

（１）　第１に規定する資格要件に該当しなくなったとき。
（２）　営業に関し、法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

第５　再審査の申請について

次のいずれかに該当するときは、資格の再審査の申請を行うものとする。

（１）　競争入札参加資格を有する者の事業又は営業が相続、合併、譲渡および分割されたとき。
（２）　競争入札参加資格を有する協同組合等が、その構成員を変更したとき。

１　申請の受付

事業又は営業が相続、合併、譲渡および分割により移転されたときは、競争入札参加資格変更審査申請書を作成し、変更事由によって次の書類を提出する。

（１）　相続（個人の場合）
　①　相続を証する書面（建設業許可通知書等の写し）
　②　相続をした者に係る市町村長が発行する身分証明書

（２）　合併
　①　合併に関する届出書
　②　合併を証する書面（合併契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し）
　③　合併された会社の解散登記に係る商業登記簿謄本（解散登記が未了の時は合併に係る総会議事録の写し）
　④　評定数値の調整に係る申出書
　⑤　合併により新たに設立された会社に係る新規の場合の申請書類

（３）　譲渡
　①　譲渡を証する書面（営業権譲渡契約書の写し、公正取引委員会の届出受理書の写し）
　②　譲渡された会社に係る新規の場合と同様の申請書類

（４）分割
　①　分割した各々の会社を証する書類
　②　分割した各々の会社にかかる新規の場合と同様の申請書類
　　（※ただし入札参加資格申請を希望しない会社は除く）

第６　変更届の提出について

次のいずれかに該当するときは、資格の変更申請を行うものとする。

（１）　商号又は名称の変更があったとき
（２）　組織に変更があったとき
（３）　代表者（本店・道内支店・営業所）に変更があったとき
（４）　所在地（本店・道内支店・営業所）に変更があったとき
（５）　電話番号（本店・道内支店・営業所）に変更があったとき
（６）　使用印鑑に変更があったとき
（７）　建設業の許可及びその他の登録等に関する事項に変更があったとき
（８）　支店・営業所に関する事項に変更があったとき
（９）　その他申請書付票の記載内容に変更があったとき

※変更前後が明確に比較出来るものであれば様式は問わない。

第７　委任状について

委任状については、本店の代表者が、支店または営業所の**代表者に一定の期間を通じて 入札・見積・契約の締結・代金の請求、受領などの権限を委任する場合に提出するものとする。**

委任状は特に申し出がなければ２年（度）間（令和９年３月３１日まで）有効とする。

なお、権限を委任した者、権限を委任された者に変更が生じた場合は、前記第６の変更届と併せて改めて委任状を提出するものとする。

第８　随時申請について

定期申請時に資格要件を満たしておらず申請できなかった方については、定期申請時と同様の手続きにより随時申請を受付します。その場合資格有効期間は、資格を付与された日から令和９年３月３１日までとなります。

別紙　　令和７・８年度　競争入札参加資格審査申請書類一覧

１．建設工事・設計等

番号	様式	書　類　の　名　称	説　　明
1	1	建設工事等競争入札参加資格審査申請書	村公式 HP から取得
2	2	総合評定値通知書(経営事項審査結果通知書）の写し	
3	3	工事（事業）経歴書	建設工事を希望の場合は、経営事項審査申請の際に添付した工事経歴書の写しの直前２年度決算分。 設計等を希望する場合は、直前１年度決算分。
4	３の２	工事経歴書集計表	建設工事を希望する場合のみ、直前２年度決算分の工事経歴書を集計する
5	4	技術者名簿	道内に本店、支店、営業所に勤務する技術者について、令和７年１月１日現在で作成
6	5	代表者身分証明書の写し	個人のみ添付（市区町村長が発行する身分証明書をいう。）申請日前３月以内のもの
7	6	登記事項証明書の写し	法人のみ添付　申請日前３月以内のもの
8	7	許可・登録証明書の写し	建設業許可通知書の写し、一部廃業届及び許可申請書別表の写し、測量業者、建築士事務所登録通知書の写し、建設コンサルタント及び地質調査業登録に係る現況報告書の写し、補償コンサルタント登録を証する書類の写し、その他有する資格の写し
9	8	建設業退職金共済組合等の加入・履行証明書の写し	
１０	9	建設工事入札参加資格審査申請書付票	建設工事を希望の場合（２部）
１１	１０	設計等入札参加資格審査申請書付票	設計等を希望の場合（２部）
１２		納税証明書等の写し	法人 国税：法人税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明 都道府県税：本店所在地の都道府県に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 市町村税：本店所在地の市区町村に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 個人 国税：所得税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明 都道府県税：都道府県に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 市町村税：市区町村に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 申請日前３月以内のもの
１３		委任状	入札、契約等を支店等に委任場合（任意様式可） （村公式 HP に参考様式有）

１４		印鑑証明書の写し	申請日前３月以内のもの
１５		誓約書	暴力団と関わりがないことの誓約書 全ての方が提出してください。 （村公式 HP に様式有）

※　様式に印がない場合押印は必要ありません。

※　郵送提出で受理票の発行を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付済みのもの）を同封すること。

※　行政書士および作成受託者等が書類の提出行為のみを委任された場合、委任状の提出は不要とする。

※　紙ファイルに綴って提出願います。

２．物品の購入等・物品の賃貸借・役務の提供等

番号	様式	書　類　の　名　称	説　　明
1	1	真狩村物品等競争入札参加資格審査申請書	村公式 HP から取得
2		委任状	入札、契約を支店等に委任する場合 （村公式 HP に参考様式有）
3		印鑑証明書の写し	申請日前 3 月以内のもの
4		営業許可等の写し	営業許可等を有する場合
5		登記事項証明書の写し	法人のみ添付　申請日前 3 月以内のもの
6		代表者身分証明書の写し	個人のみ添付（市区町村長が発行する身分証明書をいう。）申請日前 3 月以内のもの
7		直近 1 年分の財務諸表、決算書の写し	
8		納税証明書の写し	法人 国税：法人税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明 都道府県税：本店所在地の都道府県に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 市町村税：本店所在地の市区町村に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 個人 国税：所得税・消費税及び地方消費税に未納がないことの証明 都道府県税：都道府県に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 市町村税：市区町村に対し、納税義務のある全ての税目に滞納がないことの証明 申請日前 3 月以内のもの
9		営業証明書	市区町村長の発行するもの（個人のみ）
１０		誓約書	暴力団との関わりがないことの誓約書 全ての方が提出してください （村公式 HP に様式有）
１１	2	法定保険加入状況一覧表	
１２	3	技術者名簿	「役務の提供」の申請で取扱業務を行うのに必要な技術者を記載
１３	4	機械器具設備状況一覧表（印刷物の製造）	印刷物の製造を希望する場合

※　様式に印がない場合押印は必要ありません。

※　郵送提出で受理票の発行を希望する場合は、返送用封筒（切手貼付済みのもの）を同封すること。

※　行政書士および作成受託者等が書類の提出行為のみを委任された場合、委任状の提出は不要とする。

※　クリアファイル又は紙ファイルに綴って提出願います